高齢期のお金や介護の不安 家族で話し合って解消を

介護に備える保険商品の活用も

日本人の平均寿命は年々延びている。長生きは喜ばしい半面、お金や介護・認知症などに不安を感じる人も多い。それを解消するには事前の準備が欠かせない。「お金に関する情報を家族で共有する」「介護に対応できる生命保険商品を活用する」など、今できることを考えて実行しておくと安心だ。

介護にかかる費用が1000万円を超えることも

高齢になると急な病気やケガで入院したり、認知症や介護が必要になったりするリスクが高まる。そのとき預金がどこの銀行のどの口座にあるか、どんな保険に入っているかなどお金に関する情報や介護への希望などを家族で共有することは大切だ。夏休み、帰省などの機会に話し合っておくとよい。

特に心配なことの一つが介護だ。ただ漠然とした不安はあるものの、要介護状態（自力だけで生活を営むことが困難で、何らかの介護が必要な状態）になる可能性などについてはあまり知られていないのではないだろうか。厚生労働省のデータ等を見てみると、年齢別の人口に対して要介護（要支援を含む）の認定者の割合は、65歳以上75歳未満では約23・5人に1人、75歳以上では約3・2人に1人となっている。当然だが、年齢が上がるほど要介護状態になる可能性は高まっていくことが分かる。

要介護になったとき、どのくらいお金がかかるのかも気になるところだ。生命保険文化センターの「平成30年度 生命保険に関する全国実態調査」によると、世帯主または配偶者が要介護状態となった場合に必要だと考える初期費用の平均は242万円、毎月の介護費用の平均は16・6万円となっている。実際に介護を経験した人の平均介護期間は54・5カ月なので、毎月の介護費用に平均介護月数を掛けたものと一時的な費用を合わせた総額の平均は、約1146万円となる。実際には、要介護度（1～5）や、在宅介護か施設介護かによって金額は異なってくるが、一般的に介護には多額の費用がかかると考えられるので、事前に準備する方法を考えておくのが望ましいといえるだろう。

保険金・給付金等の請求漏れ防ぐ制度

高齢になるにつれてもう一つ心配になるのは認知症だろう。内閣府の「平成29年版高齢社会白書」によると、認知症患者数は2012年には462万人と65歳以上の高齢者の7人に1人だったが、25年には約730万人、5人に1人になると見込む。認知症になり介護が必要なケースも増えている。認知症は徐々に進行するケースが多い。軽度のうちは周囲のサポートを受けながら自立して生活することもできるが、認知機能の衰えが進むと、身の回りのことに不自由が生じたり、お金の管理ができなくなったりして日常生活に支障をきたす。

銀行口座やキャッシュカードの暗証番号が分からなくなってしまった場合でも、預金を引き出せるのは原則として預金者本人なので、家族が代わりに引き出せない。また、預金者が認知症で判断能力を失っていることが分かると、銀行がその人の預金口座を凍結することがある。預金者の財産を守り、詐欺や不正に巻き込まれたりするのを防ぐためだが、そうなると自分の生活費や介護に必要なお金が手当てできないケースも出てくる。

解決方法として「成年後見制度」の利用が考えられる。家庭裁判所に申し立てて後見人を選任してもらうと、後見人が本人に代わって通帳・印鑑の管理、預金の出し入れなどの財産管理を行うことができる仕組みだ。

同様の問題は生命保険でも起こりうる。例えば医療保険で被保険者（保険の対象となる人）と入院給付金等の受取人が同じという保険契約の場合、被保険者が認知症などで保険の請求ができず、請求漏れが起こることが考えられる。

そこで生命保険には指定代理請求制度がある。あらかじめ指定しておいた代理人が保険金や給付金を請求できる仕組みで、代理人になれるのは配偶者や3親等以内の親族など。契約中の保険に後から代理人を指定することもできる。

高齢者のお金の管理 金融商品で解決

介護費用や高齢者のお金の管理問題を金融商品で解決しようとする動きもある。

例えば銀行や証券会社等で生命保険を販売するPGF生命では、死亡保障が一生涯続くのと同時に、公的介護保険の要介護2以上に認定されたら介護保険金を受け取ることができるものがある。年齢を重ねるごとに高まる介護リスクや家族の介護に対する不安に備えることができて安心だ。

また、契約者に代わって家族が保険契約を照会できるサービスもある。PGF生命では、あらかじめ保険契約者が家族を登録しておくことで、契約者に代わり家族が保険契約に関する問い合わせや各種請求書を契約者に送るよう申し出ることが可能になる「PGFご家族登録サービス」を提供している。親の加入している保険の内容を子が確認したり、親の代わりに子が書類の取り寄せを依頼できたりするわけだ。この仕組みを指定代理請求制度と組み合わせれば、介護状態になったり認知症などになっても保険に関する手続きがスムーズにでき、請求漏れの防止にもつながる。

「人生100年時代」を迎えた現在、どのような備えをすればいいのか早めに家族で話し合っておくことが大切だ。生命保険については銀行や証券会社等でも相談できる。高齢になったときのお金の不安を解消するため、近くの銀行や証券会社等へ出向いてみるのもいいかもしれない。

●65歳以上の認知症患者の推定

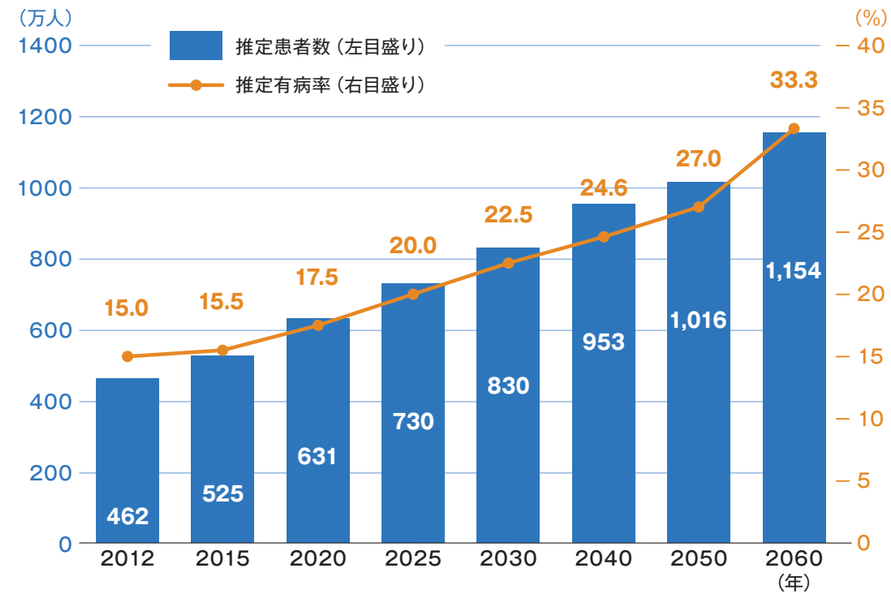

※各年齢の認知症有病率が上昇する場合の推計
出所：内閣府「平成29年版高齢社会白書」より作成

広告

企画・制作＝日本経済新聞社イベント・企画ユニット

る生命保険会社のひとつであることに、自信と誇りを持っています。

ご家族登録サービス

【 種別：サービス/アフターフォロー 】

ご契約者本人に代わり、ご家族が生命保険契約内容の照会や必要書類の請求ができるサービス（登録料は無料）。ご契約者が急なご入院や災害などで、保険会社と直接連絡がとれない場合でも、本サービスに登録されたご家族を通じて必要な手続きを進めることができる。「いざという時に安心」と利用者からも好評。

PGF生命大辞典 — 269 —

決定と両立する内部統制システムの強化に取り組んでいます。

PGF生命

【 種別：生命保険会社/信頼と安心の代名詞 】

世界最大級の金融サービス機関、プルデンシャル・ファイナンシャルの一員。銀行や証券会社などを通じて生命保険を販売し、お客様に経済的な保障と心の平和をもたらすことをミッションとしている。お客様とお約束した保険金を確実にお届けするために、「PGFご家族登録サービス」をはじめとしたサービス向上にも取り組んでいる。

— 270 — PGF生命大辞典

www.pgf-life.co.jp

通話料無料 0120-56-2269 受付時間：平日 8:30－20:00／土曜 9:00－17:00／日・祝日・12/31－1/3を除く

金融機関で、たしかな保障を。

PGF生命
プルデンシャル ジブラルタ ファイナンシャル生命